

住民税均等割のみ課税世帯のみなさまへ

令和5年度那霸市住民税均等割のみ課税世帯生活支援臨時給付金(10万円/1世帯)のご案内

●本給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。（同一世帯に18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）がいる場合、対象児童1人あたり**5万円**が加算されます）

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和5年12月1日時点で那霸市に住民登録されている世帯で、
令和5年度住民税において **「均等割のみ課税されている世帯」**

※**均等割のみ課税されている世帯とは**

令和5年度住民税が均等割のみ課税されているものだけで構成されている世帯もしくは、
均等割のみ課税されているものと非課税者または未申告者で構成されている世帯

※以下の世帯は、対象外となります。

- ・住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯
- ・住民税非課税世帯を対象とした那霸市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円)を受給した世帯
- ・令和5年1月2日以降に国外から日本に転入した方のみで構成される世帯

①令和5年1月1日以前から
那霸市にお住まいの世帯

確認書を送付します。
返送が必要です。

返送・申請期限：令和6年6月28日（金）※消印有効

詳しくは裏面Ⅰへ

②令和5年1月2日以降に那霸市に
転入した方がいる世帯

支給要件に該当する場合は、**申請が必要です。**
申請書は、那霸市HPまたは市役所2階特設窓口でお受け取りください。

詳しくは裏面Ⅱへ

給付金の支給額

1世帯あたり**10**万円

同一世帯に18歳以下の児童がいる場合、対象児童
1人あたり**5万円**が加算されます

給付金の支給時期

- ①については市が確認書を受理した日から
3週間程度が支給の目安です。
- ②については市が申請書を受理した日から
1か月程度が支給の目安です。

給付金の支給手続き

対象：令和5年度住民税において、「均等割のみ課税されている世帯」

I 令和5年1月1日以前から那覇市にお住まいの場合

対象となる可能性がある世帯には、那覇市から、支給内容や注意事項が書かれた**支給案内と確認書**が届きます。

確認書の記載内容を確認いただき、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて**ご返送ください。**

II 世帯の中に、令和5年1月2日以降に那覇市に転入した方がいる場合

給付金を受け取るには、**申請が必要です。**

支給要件に該当する場合のみ、申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに郵送または直接、那覇市役所本庁舎2階特設窓口にご提出ください。

子ども加算対象：上記世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯

**平成17年4月2日以降生まれの児童を扶養している世帯は
子ども加算の対象となります。**

- ・基準日（令和5年12月1日）時点で扶養していない（生計を同一にしない）児童は子ども加算の対象外です。
- ・児童養護施設等に入所している児童（住民票を異動していない場合も含む）は対象外です。
- ・例外的に、別世帯で扶養している児童（学校の寮で生活している場合など）は対象となります。
- ・令和5年12月2日以降に出生した児童も対象となります。

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください！

那覇市からみなさまに、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニなどのATM（現金自動預払機）操作をお願いすること
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること
- ・ATMを自分で操作して、市から給付金を振り込んでもらうこと
- ・給付のための手数料などの振り込みを求める

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

那覇市住民税均等割のみ課税世帯生活支援臨時給付金
専用コールセンター

0120-60-2653

受付時間 平日9:00～17:00

※那覇市役所本庁舎駐車場は有料です。



那覇市公式HP